

令和 8 年 9 月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和 8 年 8 月 2 5 日	
2	招 集 日	令和 8 年 9 月 1 日	
3	提出議案件数	2 4 件	
		予 算 2 件	
		条 例 5 件	
		その他 1 7 件	
4	議案等件名		
	議案第 8 1 号	令和 8 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） について	別 冊
	議案第 8 2 号	令和 8 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	
	議案第 8 3 号	令和 7 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	
	議案第 8 4 号	令和 7 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	
	議案第 8 5 号	令和 7 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	
	議案第 8 6 号	令和 7 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	
	議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	1
	議案第 8 8 号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の 変更及び規約の変更について	2
	議案第 8 9 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	3
	議案第 9 0 号	土地改良事業の施行について	4
	議案第 9 1 号	土地改良事業の施行について	5
	議案第 9 2 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例等の一部 を改正する条例について	6
	議案第 9 3 号	西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響 調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を 改正する条例について	7
	議案第 9 4 号	西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関す る条例の一部を改正する条例について	8

議案第 9 5 号	西条市景観条例の一部を改正する条例について	9
議案第 9 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 0
報告第 1 3 号	令和 7 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	1 1
報告第 1 4 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 2
報告第 1 5 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 3
報告第 1 6 号	令和 7 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 4
報告第 1 7 号	調停の申立ての専決処分について	1 5
報告第 1 8 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 6
報告第 1 9 号	市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に 伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分に ついて	1 7
報告第 2 0 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 8

議案第 87 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第 7 号玉津小学校施設躯体健全化事業の内普通教室棟改修工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第 7 号

(2) 工事名

玉津小学校施設躯体健全化事業の内 普通教室棟改修工事

(3) 契約金額

182,028,000 円

(4) 契約の相手方

愛媛県西条市喜多川 457 番地 1

株式会社山本工務店

代表取締役 山 本 新 一 郎

議案第 88 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(徴収課)

1 提出の理由

令和 9 年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法律」という。）第 76 条第 1 項の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等を加えることに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構の規約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に法律第 76 条第 1 項の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を追加するとともに、同機構の規約に当該共同処理する事務の追加に関する変更を行う。

議案第 89 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(国保医療課)

1 提出の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口変動に伴い、規約に定める議員定数の見直しが必要となったため、規約第 7 条第 1 項中「26 人」を「25 人」に改める。

議案第 90 号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

お国川地区に位置する排水路の整備を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

お国川地区

(2) 事業費

70,000,000 円

(3) 受益面積

13.2 ヘクタール

(4) 受益者数

36 戸

(5) 整備内容

コンクリート水路 L=250m

(6) 事業期間

令和 9 年度から令和 11 年度まで

議案第 9 1 号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

小松川地区に位置する農業用管水路の修繕を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

小松川地区

(2) 事業費

5 8, 0 0 0, 0 0 0 円

(3) 受益面積

2 1. 1 ヘクタール

(4) 受益者数

4 5 戸

(5) 整備内容

管更生 ϕ 6 0 0 L=1 0 6 m

(6) 事業期間

令和 9 年度及び令和 1 0 年度

議案第 9 2 号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号。以下「法」という。）等の一部が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 一部の区域において行われていた国家戦略特別区域小規模保育事業が廃止され、当該事業を全国化した満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことから、当該事業に関する基準を整備する。（条例第 1 条及び第 2 条関係）
- (2) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が求められることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備する。（条例第 2 条及び第 3 条関係）
- (3) 保育所、小規模保育事業所等において理学療法士等の専門職を 1 人に限り保育士とみなすことができることとなったことから、専門職の活用に関する規定及び条件等を整備する。（条例第 2 条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日の翌日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 附則第 2 項の規定 公布の日

イ 改正後の西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 3 条の改正規定及び第 3 条の規定 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

(2) 法附則第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の条例で定める日

公布の日

議案第 9 3 号 西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について

(衛生施設課)

1 提出の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）の規定について整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 9 4 号 西条市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
の一部を改正する条例について

(市民協働推進課)

1 提出の理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の規定について整備する。

3 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 95 号 西条市景観条例の一部を改正する条例について

(都市計画課)

1 提出の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定について整備する。

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日

議案第 96 号 西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

字の新設及び区域が変更されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において規定する給水区域に安出を加える。

3 施行期日

安用出作換地区における字の新設及び区域の変更の告示の効力発生の日

報告第13号 令和7年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財 政 課)

1 提出の理由

令和7年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
① 実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「－（傍線）」と表示される。
② 連結実質赤字比率	—	
③ 実質公債費比率	7.6	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④ 将来負担比率	38.7	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における資金不足比率	小松地域交流事業特別会計	公営企業における資金不足は無し
	本谷温泉事業特別会計	

報告第14号 令和7年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和7年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第15号 令和7年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(医療対策課)

1 提出の理由

令和7年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第16号 令和7年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和7年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第17号 調停の申立ての専決処分について

(徴収課)

1 提案理由

市営住宅の建物明渡し等の調停を申し立てることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものである。

2 概要

死亡した市営住宅名義人の相続人に対し、建物の明渡し及び未納使用料の支払いを求めるものである。

(1) 滞納額

746,746円（令和8年8月末現在）

(2) 申立代理人

弁護士

報告第18号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(生活福祉課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金1,342円

(2) 支払等

各自負担額を相殺した結果、相手方が西条市に対し、金69,758円を支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

報告第 19 号 市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

1 提出の理由

市道茂敷新町線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 287,115 円

(2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第20号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(管財住宅課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金638,500円

(2) 支払等

損害保険ジャパン株式会社から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。